

平成 29 年 3 月 3 日

知財金融委員会*

知財ビジネス評価のあり方

中小企業は日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしているだけでなく、地域経済にとっても極めて重要な存在である。中小企業の事業を発展させていく上で、地域金融機関が中小企業の事業の実態をより深く理解して支援することが重要だと考えられるものの、金融機関にとって知財の観点を踏まえた事業の評価を行うことは困難な状況にある。そのため、特許庁では、中小企業の知財の活用を促進するための様々な支援の一環として、平成27年度から「中小企業知財金融促進事業」を通じて金融機関に知財ビジネス評価書の提供を行ってきたところである。

知財ビジネス評価とは、知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価であり、知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について、理解を深めるために行うものである*。

知財を切り口に中小企業をみることで、その会社特有の技術やノウハウ等の特徴や強みを把握でき、それらが効果的に活用されているか、(商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、その結果キャッシュフローの源泉となっているのかどうかなど)という点について理解することができる。

さらに、知財権によって、競争優位性が確保される見通しがあれば、将来に向けてのキャッシュフローの確からしさや実現に向けて取り組むべきことを把握でき、金融機関は中小企業の成長に向けた支援を提案することができる。

近年、地域金融機関では、金融庁の施策や経営環境の変化等も相まって、中小企業の事業内容や成長可能性について評価(事業性評価)を行い、融資や本業支援に活かすという取組を本格化させているが、知財ビジネス評価はこうした取組にも大いに活用できるものである。知財ビジネス評価を適切に活用すれば、金融機関は中小企業の実態をより深く把握でき、事業成長の実現に資するような融資や本業支援を行うことが可能となる。また、こうした観点での金融機関の金融仲介機能が高まることは、中小企業が知財に取り組む推進力となり、中小企業の事業の発展につながることを期待される。

*金融機関が与信や債権管理を行う際に、知財の金銭価値評価を補足的に活用することはありうる。

※知財金融委員会とは、特許庁が実施する「中小企業知財金融促進事業」が設置する有識者会議であり、同委員会構成員については別紙のとおりである。

以上

平成 28 年度中小企業知財金融促進事業 知財金融委員会

委員名簿

委員

赤木 浩一	日本政策金融公庫 中小企業事業本部 新事業室長 兼 証券化 支援室長
強瀬 理一	株式会社 東京都民銀行 執行役員 営業開発部長
鮫島 正洋	弁護士法人 内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士
関 大地	新日本有限責任監査法人 アカウンティングソリューション事業部 財務会計アドバイザー 公認会計士
牧野 秀行	株式会社商工組合中央金庫 組織金融部長
山口 省藏	日本銀行金融機構局 金融高度化センター 副センター長兼企画グループ長
家森 信善	神戸大学 経済経営研究所 教授
吉栖 康浩	一般財団法人知的資産活用センター 理事・事務局長

(敬称略、五十音順)

事務局

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

以上